

2026年6月1日

各種預金規定改定について

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

神奈川銀行では、2026年9月30日（水）をもちまして、他行支払地の手形・小切手の入金扱いの受付を終了するとともに、同日を手形・小切手の最終振出期限といたします。

また、預金金利のご案内方法につきまして、原則として当行ホームページにてご確認いただく運用に変更いたします。

これにともない、2026年10月1日（木）より各種規定を改定いたします。なお、本規定は、改定日以前からお取り引きのあるお客さまにも適用されますのでご了承ください。

1. 改定となる規定

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了などにもなう預金規定の改定	預金金利のご案内方法の変更にもなう預金規定の改定
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当座勘定規定（一般用） ➤ 総合口座取引規定 ➤ 普通預金規定 ➤ 貯蓄預金規定 ➤ 納税準備預金規定 ➤ 小切手用法 ➤ 約束手形用法 ➤ 為替手形用法 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当座勘定規定（一般用） ➤ 総合口座取引規定 ➤ 普通預金規定 ➤ 貯蓄預金規定 ➤ 納税準備預金規定 ➤ 通知預金規定 ➤ 変動金利定期預金規定 ➤ 振込規定

2. 改定日

2026年10月1日（木）

3. 改定内容

改定内容は、新旧対照表をご確認ください。

[>新旧対照表 PDF](#)

以上

■本件に関するお問い合わせ先

神奈川銀行のお取引店へお問い合わせください。

【電話受付時間】 銀行窓口営業時間

※各店舗の営業時間については、当行ホームページをご確認ください。